

労働政策フォーラム「教育から職業へ - 欧米諸国の若年就業支援政策の展開」

アメリカにおける 若年者就職支援施策の特質と課題

2004年2月19日

筑波大学 教育学系

藤田晃之

本発表の構成

はじめに：アメリカにおける「移行期」の特質

1. 学校から職業生活への移行支援
2. 若年失業・無業者およびハイリスク層に対する就職支援

おわりに：若年者就職支援施策が直面する課題

アメリカにおける「移行期」の特質

中退率・進学率の概況(%)

高校以前中退*	高校卒業**	コミュニティカレッジ進学**	4年制大学進学**
10.7	32.3	21.5	35.6

1988年に8学年に在学
その後いずれかの学年で中退

92年 $\left\{ \begin{array}{l} 44\% \text{ 高校卒業証書} \\ \text{または同等資格取得} \\ 56\% \text{ 中退のまま} \end{array} \right.$

Undergraduatesの年齢構成(1999-2000)

	23歳 以下	24歳 以上	平均 年齢
4年制大学	69.2%	30.8%	24.2歳
コミュニティ カレッジ	45.1%	54.8%	28.9歳

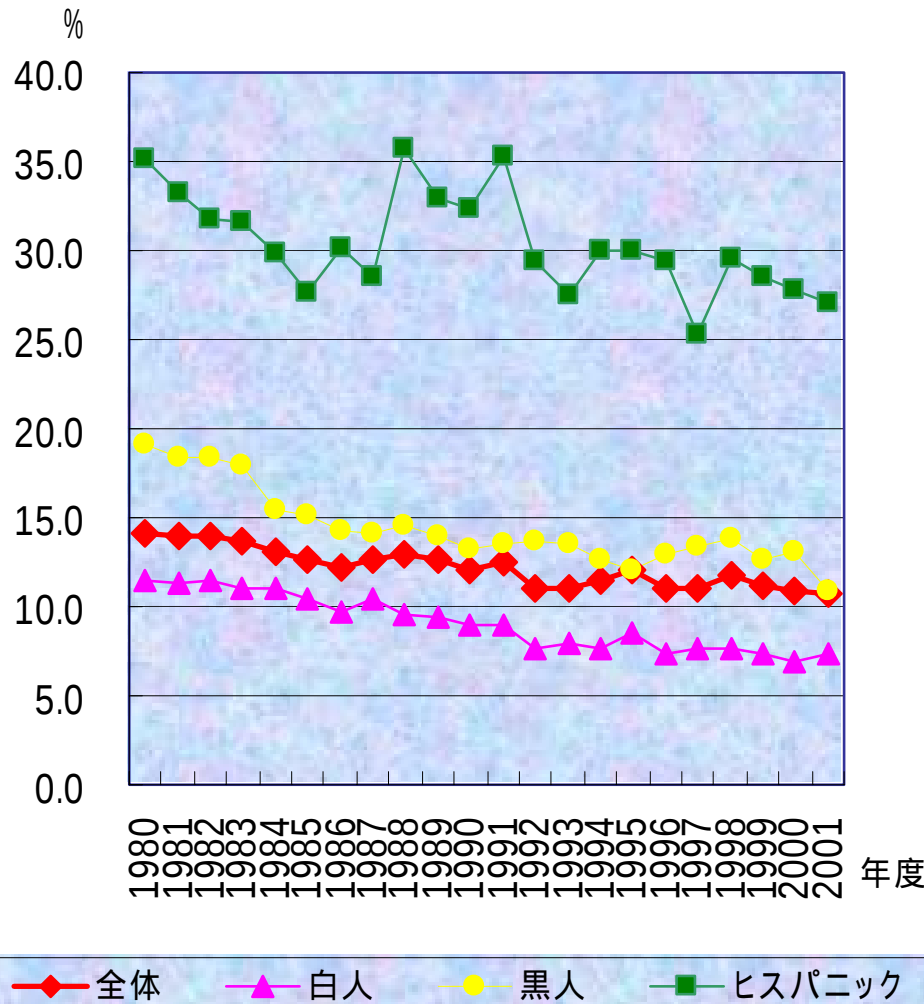
National Center for Education Statistics,
Subsequent Educational Attainment of High School Dropouts,
1998, Table 1

National Center for Education Statistics,
The Condition of Education 2003, Table 32-1a

* National Center for Education Statistics, *Digest of Education Statistics 2002*, Table 108

** National Center for Education Statistics, *Digest of Education Statistics 2002*, Table 173

アメリカにおける「移行期」の特質



人種・民族集団別中退率
(16歳～24歳集団における中退率)
の推移(1980-2001)



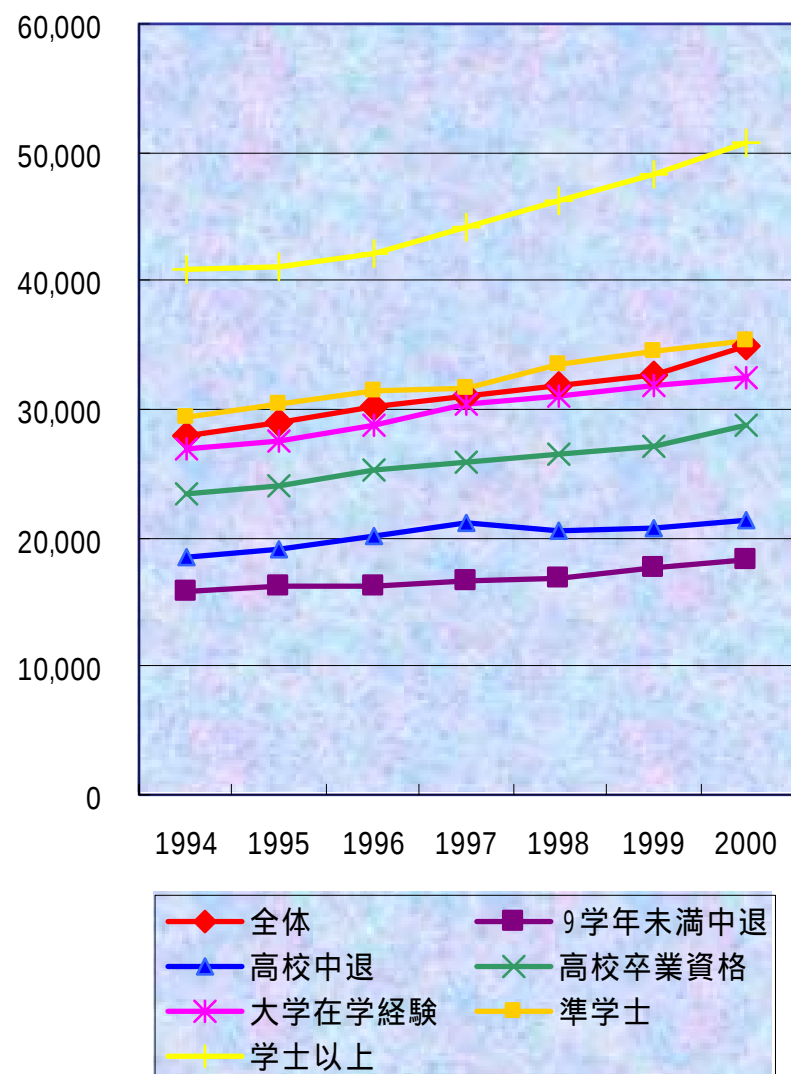
National Center for Education Statistics,
Digest of Education Statistics 2002, Table 108

2004年2月19日

藤田晃之

アメリカにおける「移行期」の特質

25歳以上のフルタイム就労者における最終学歴・最高学位別年収(中央値)の推移(1994-2000)



Current Population Survey, Detailed Person Income Tables, 1994 (PINC-06), 1995 (PINC-06), 1996 (PINC-06), 1997 (PINC-06), 1998 (PINC-06), 1999 (PINC-03), 2000 (PINC-03)

2004年2月19日

藤田晃之

アメリカにおける「移行期」の特質

■ 学卒後の不安定就労状況

- 日本における「学校から職業への移行」との違い
 - ・ 高校の就職先斡旋機能(職業安定所の一部業務分担)
 - ・ 地元企業等との相互信頼関係を背景とした推薦慣行
- 若者の「ブラブラ行動・揺れ行動(milling and churning)」、「どうどうめぐり行動(swirling)」をめぐる議論が最も活発なアメリカにおいて、これらの行動は、定職に就くまでの間に繰り返される職から職への渡り歩きを意味するものとして理解されている。より詳細に言えば、この期間において若者は、多種多様な活動を短期間のうちに経験するのであり、職に就くことはその一形態にしかすぎない。例えば、雇用促進のための教育訓練プログラム等への参加、失業・無業状態、生徒・学生の立場への一時的回帰、パートタイム就労、短期間のフルタイム就労などが挙げられる。

OECD *From Initial Education to Working Life: Making Transitions Work* 2000

アメリカにおける「移行期」の特質

■ 男性の平均転職回数

- 18歳から24歳まで5回 (6 jobs)
- 18歳から28歳まで7回

■ 男性中退者の平均転職回数

- 18歳から24歳まで8回
- 18歳から28歳まで9回

■ 高校中退者・人種別転職回数 (18歳から27歳まで)

- 白人: 8.1回
- ヒスパニック: 7.4回
- 黒人: 6.0回

中退者: 移行期における就労の不安定度が著しく高い
中退マイノリティーグループ: そのような不安定な就労機会すら得にくい現実

Klerman, J. and Karoly, L. *The Transition to Stable Employment: The Experience of US Youth in their Early Career*, National Centre for Research in Vocational Education, 1995, pp.40-42

アメリカにおける「移行期」の特質

男性の非就労・非在学(not working, not in school)率の時系列変化

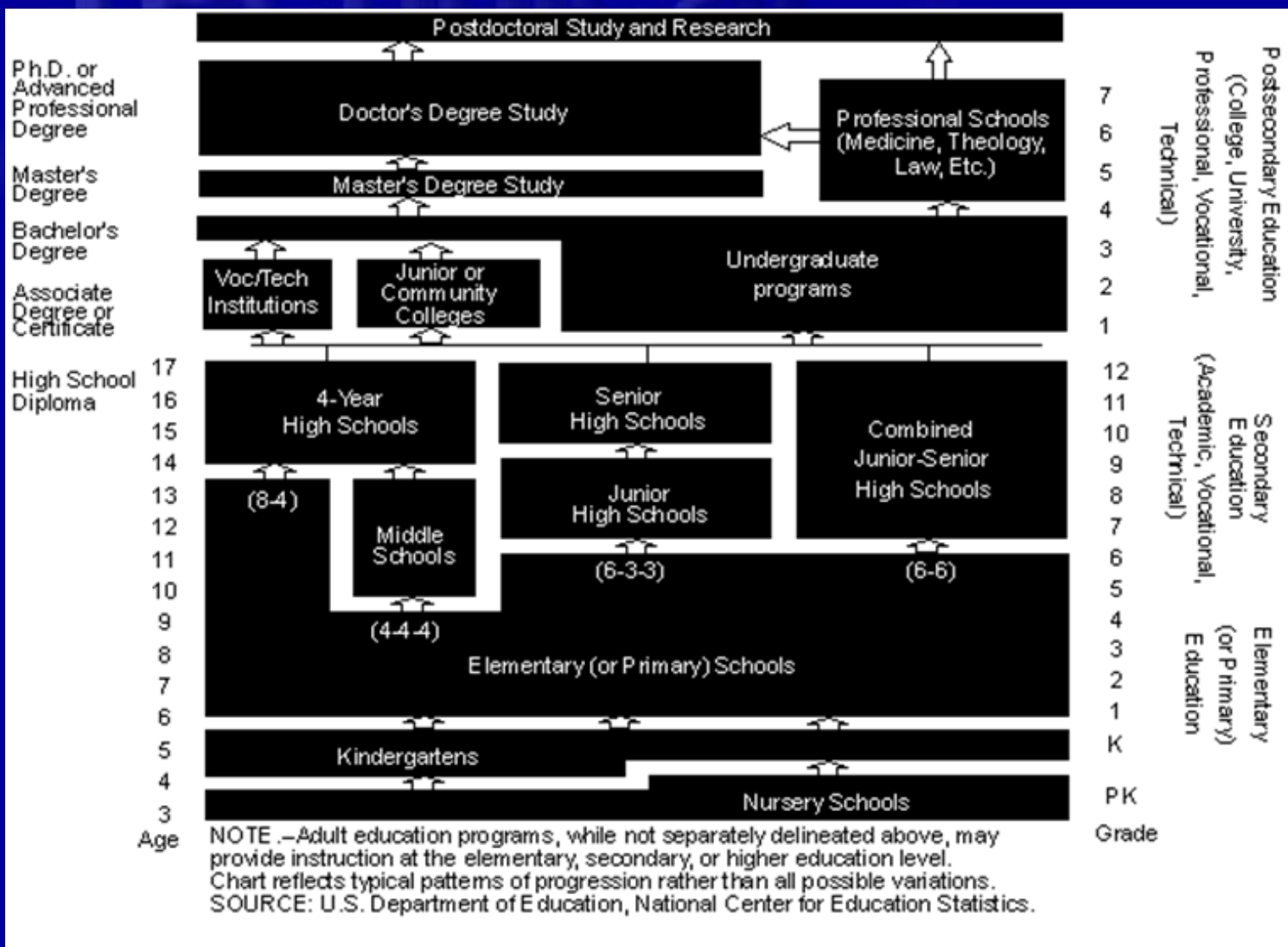
年齢	高校中退者			高校卒業者		
	白人	黒人	ヒスパニック	白人	黒人	ヒスパニック
18	18.5	34.2	24.5	15.6	33.3	-
19	17.6	35.1	28.7	13.4	27.6	16.3
20	18.2	32.5	24.4	9.8	21.1	14.2
21	17.6	28.9	28.1	10.8	14.1	11.9
22	13.9	27.7	23.7	8.2	19.3	13.9
23	14.7	30.4	23.5	7.0	15.0	11.9
24	12.9	30.9	18.2	6.2	14.1	9.2
25	9.7	29.9	18.4	4.7	12.2	8.9
26	13.3	24.4	16.2	5.4	12.9	8.6
27	10.3	28.3	17.7	2.2	11.3	8.6
28	15.6	28.2	-	4.2	11.2	-

はじめに：アメリカにおける「移行期」の特質

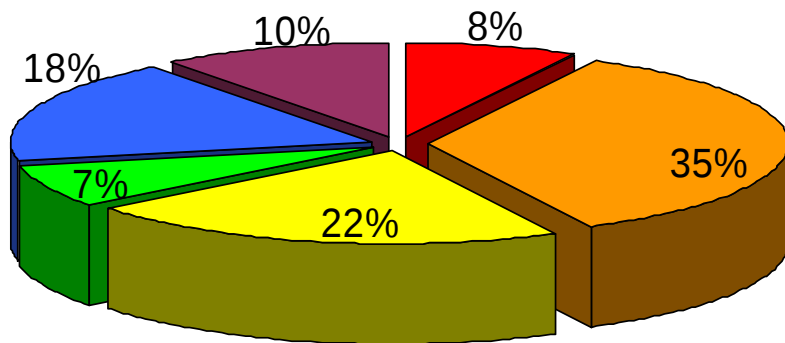
1. 学校から職業生活への移行支援
2. 若年失業・無業者およびハイリスク層に対する就職支援

おわりに：若年者就職支援施策が直面する課題

多様な学校教育制度

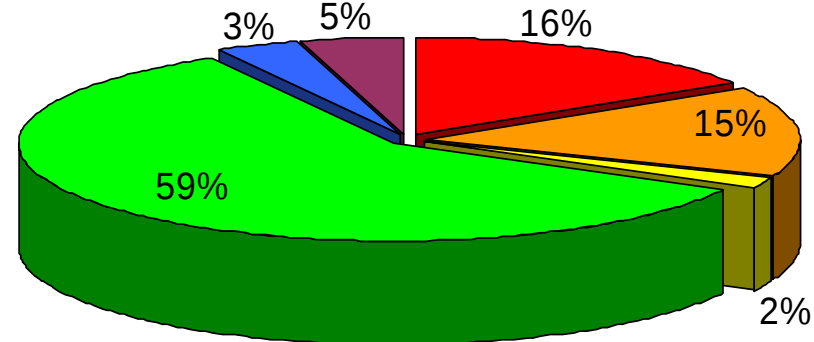


多様な学校制度



■ 1 - 3/4学年	■ 1-5学年
■ 1-6学年	■ 1-8学年
■ 4/5/6 - 6/7/8学年	■ その他

NCES Digest of Education Statistics 2001,
Table 100



■ 7-8, 7-9学年	■ 7 - 12学年
■ 8 - 12学年	■ 9 - 12学年
■ 10 - 12学年	■ その他

NCES Digest of Education Statistics 2001,
Table 101

後期中等教育段階の特質

■ アプレンティスシップ優位型

- 50%以上の青少年がアプレンティスシップ型訓練を受ける。
- ドイツ・スイス

■ 混合型

- 20%以上50%以下の青少年がアプレンティスシップ型訓練を受け、高校普通科(普通教育プログラム)在籍率50%以下。
- オーストリア、デンマーク、オランダ、ノルウェー

■ 高校職業学科優位型

- 50%以上の青少年が高校職業学科(職業教育プログラム)に在籍し、アプレンティスシップ型訓練の対象者は20%以下。
- ベルギー、チェコ、フィンランド、フランス、ハンガリー、イタリア、ポーランド、スウェーデン、イギリス

■ 高校普通科優位型

- 50%以上の青少年が高校普通科(普通教育プログラム)に在籍。
- オーストラリア、カナダ、ギリシャ、アイルランド、**日本**、韓国、ニュージーランド、ポルトガル、スペイン、**アメリカ**

後期中等教育段階の特質

- 学校区(地方教育行政区)立 小・中・高一貫教育
= 5-3-4、6-2-4等の学校段階区分は日本のような「節目」とはならない。
 - シームレスなカリキュラム
 - 原則として存在しない公立高校入試
 - 圧倒的多数を占める総合制高校(日本の総合学科)
 - 多様な選択科目(その一環としての職業教育プログラム)
 - 非顕在的・重層的なトラッキング・システム

学年	公立就学指定校	公立選択校 (就学指定校以外 の公立校)	私立学校 (宗教・宗派系)	私立学校 (非宗教系)
1～5	73.7	15.3	8.6	2.5
6～8	78.6	11.7	7.5	2.2
9～12	76.9	14.1	5.3	2.3
全体	75.9	14.5	7.3	2.3

National Center for Education Statistics, *The Condition of Education 2002*, Table 29-2

2004年2月19日

藤田晃之

後期中等教育段階の特質

■ 職業教育関連科目履修者の減少

- 学力向上をねらう教育改革との関連性(詳細は後述)

高校卒業時に職業関連科目を3単位以上取得した者の割合の推移(%)

	1982	1992	1998
分野を問わずに3単位以上取得した者	46.2	42.2	43.8
単一分野について3単位以上取得した者	33.7	24.9	25.0

1単位:年間120時間(日本の高校の約4単位分)

3単位 = 日本の12単位相当

Center for Education Statistics, *The Condition of Education 2001*, Table 35-2

高校職業教育の法的基盤

■ 84年パーキンス法(1984)

- カール・D・パーキンス職業教育法(Carl D. Perkins Vocational Education Act, Public Law 98-524)

■ 90年パーキンス法(1990)

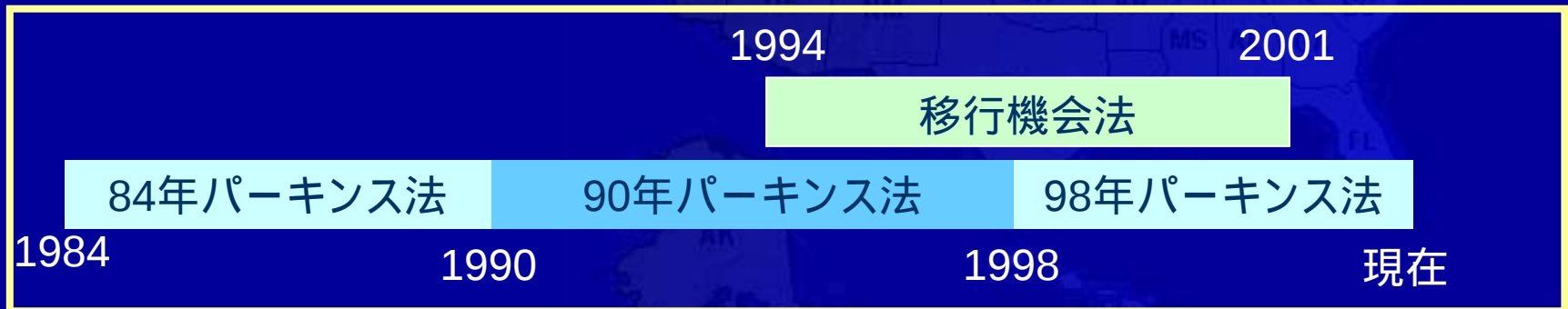
- カール・D・パーキンス職業教育及び応用技術教育法改正法 (Carl D. Perkins Vocational and Applied Technology Education Act Amendments of 1990, Public Law 101-392)

■ 移行機会法(1994)

- 学校から職業への移行機会法 (School-to-Work Opportunities Act, Public Law 103-239)

■ 98年パーキンス法(1998)

- カール・D・パーキンス職業教育及び応用技術教育法改正法 (Carl D. Perkins Vocational and Applied Technology Education Act Amendments of 1998, Public Law 105-332)



高校職業教育の法的基盤

職場のOA化、単純作業労働の機器による代替

高校卒業資格を持たない者はもちろんのこと、高校卒業後直ちに就労する者であっても、若年期の不安定な雇用環境や低い所得等の問題に直面せざるを得ない現実

No Child Left Behind法
(2002年1月) 後述

「不利な立場におかれた者」を対象とした職業教育への重点予算配分

高度技術社会において就労する上で必要なアカデミックな能力と職業技能的能力の双方を習得し得る教育プログラムの改善

職場における学習「学校における学習」の統合、アカデミックな学習と職業的な学習の統合

高度にアカデミックな教育スタンダードを構築するための州及び地方における施策の促進

1994

2001

移行機会法

84年パーキンス法

90年パーキンス法

98年パーキンス法

1984

1990

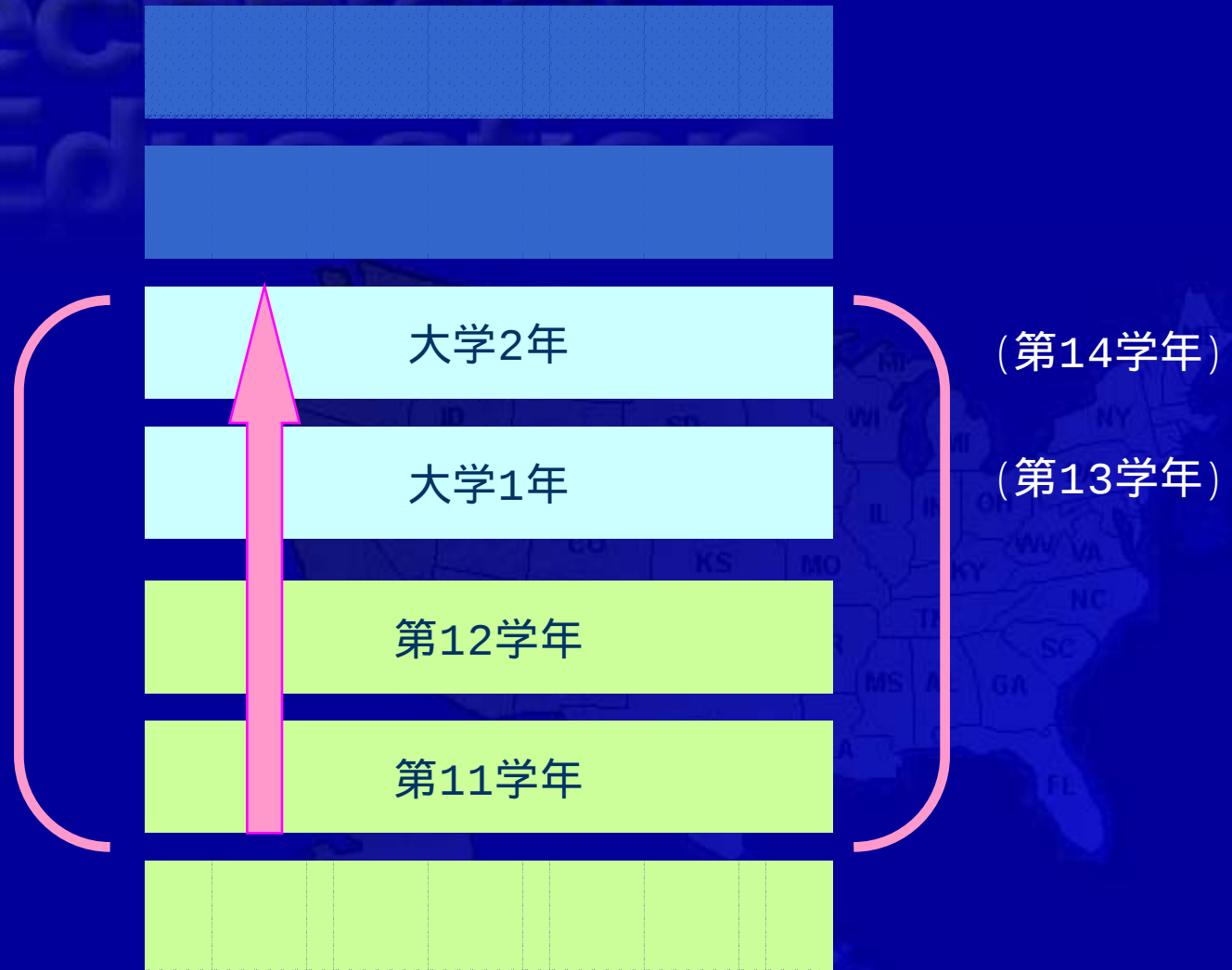
1998

現在

高校職業教育の諸相

- テックプレップ(Tech Prep)制度
- コオペラティブ教育
- 学校における模擬企業実践
- 青少年アプレンティスシップ
- キャリア・アカデミー
- 多様な「職場における学習」
- 地域職業教育センターの活用

テックプレップ制度



テックプレップ制度

- ハイスクール第11学年より開始。ハイスクールにおける2年間の教育と、準学士資格取得可能な中等後教育機関における2年間の教育とを有機的に接続させ、4年一環教育として位置づける点が最大の特質
- 2 + 2 制度とも呼ばれる → 2+3、2+4型の実践も
- 1985年:Dale Parnell *The Neglected Majority*, Community College Pressにおける構想発表
 - 従来の職業教育が「教育を奪われた者たち(educational have-nots)」を生むトラッキング装置となっているとの認識
- 90年パーキンス法第3章(E)に規定 → 98年パーキンス法での連邦補助金拡大

コオペラティブ教育

- 有給を前提とした職場実習型職業教育
- コオペラティブ教育とは、学校と雇用者間の明文化された協定書に基づいて、個人に職業教育を与えるための指導方法であり、そこでは、必修アカデミックコースの授業と職業的な指導が、学校での学習と職場での仕事を交互に行う方策を通じて与えられるものとする。学校での学習と職場での仕事を交互に行う方策は、教育の向上と雇用可能性の拡大の双方に寄与するため、学校及び雇用者の両者によって計画され管理されるものとする。交互に行う周期は、半日ごと、一日ごと、週単位、又は、目的に適したその他の期間とする。(90年パーキンズ法、Sec.521(8))

学校における模擬企業実践

- 生徒が、一般市民を対象に、物品の販売やサービスの提供を行う実践を広く含む。
- 一般家屋建築、レストラン経営、小売店の経営、車修理・販売、農作物・家畜の生産、託児施設の経営、書籍の発行、環境保護研究、史跡の保護復元、小規模工場の運営等まで、多岐にわたる実践がみられる。

青少年アプレンティスシップ

- アメリカにおける青少年アプレンティスシップの定義は確定段階に至っていない。正規アプレンティスシップの対象となるには年齢的に低く、その数も多いハイスクール生徒に対して、構造的に計画された職場での学習を提供しようとするもの。

Stern, D. et al. *Research on School-to-Work Transition Programs in the United States*, National Center for Research in Vocational Education, 1994, p.23

- a) コオペラティブ教育同様に職業経験を与えるものの、学校教育との連携はより強固であり、b) 正規アプレンティスシップ制度が実施されている職業分野に必ずしも領域を限定せず、c) テックプレップ制度同様、中等後教育機関における教育を包含するケースもあるが、職場での学習を必ず含む点でテックプレップとは一線を画す

U.S. Department of Labor *The School-to-Work/Youth Apprenticeship Demonstration: Preliminary Findings*, Research and Evaluation Report Series 94-E, 1994, pp.6-7

キャリア・アカデミー

- 低学力や出席不振などの問題を抱える生徒を主たる対象とした実践。
- a)ハイスクールにおける「学校内学校 (a school-within-a-school)」として位置づけられ、b)自ら志願して選考された生徒を対象とし、c)当該地域で雇用機会が充分にある職業分野に焦点を当てつつ、それに並行してアカデミック科目の系統的学習を義務づけ、d)アカデミーに在籍する生徒には協力企業における夏季雇用の機会が与えられる。

Stern, Raby, & Dayton Career Academies: Partnerships for Reconstructing American High Schools, Jossey-Bass, 1992

職場における学習の多様性

job shadowing (ジョブシャドウ)

「進路探索活動の一環として、一日あるいはそれ以上、ある特定の従業員に張り付いて観察することを通じて、ある特定の産業や職業について学習するもの」

school-sponsored enterprise (模擬企業)

「学校の教育活動の一環として生徒が企業を運営するものであり、学校外で実際に事業所の経営・維持にあたる場合もある」

internship (インターンシップ)

「特定の産業あるいは職業について学ぶために生徒が職場である一定期間働くこと。生徒の学習のために特別なプロジェクトが組まれる場合、いくつかの職務を経験する場合、ある職業に固有な業務の実践にあたる場合などがある。生徒に金銭的報酬が与えられる場合もそうでない場合もある」

cooperative education (コーオペ教育)

「文書化された指導計画及び評価指標に基づき、学校での学習及び職場での学習(現場実習)を相互に行うもので、それらの学習に対する単位が与えられるもの」

探索・試行



技能訓練

US Department of Education, *School-to-Work Glossary of Terms*, 1996

2004年2月19日

藤田晃之

24

職場における学習の多様性

- ミネソタ州の事例 -

職場における学習の形態	実施期間	単位認定者 資格*
青少年アプレントイスシップ Youth Apprenticeship	長期***	要
コオペラティブ教育 Cooperative Work Experience		
有給インターンシップ Paid Internship		
メンターシップ Mentorship**	長期 / 短期****	不要
無給インターンシップ Non Paid Internship		
地域奉仕活動 Service-Learning		
ジョブシャドウ Job Shadowing	短期*****	
職場見学 Worksite Field Trip		

[註] *州教育委員会による「職場における学習の単位認定者」としての資格(endorsement)

** 生徒が関心をもつ職種に従事する社会人をメンターとして選任し、社会人・職業人としての指導・支援をおこなうもの。メンターは商工会等における人材バンクへの任意登録者から選任されることが多い

***最低1学期間、通常は1学年あるいはそれ以上にわたって継続的になされる学習

****「長期」の場合の単位認定には、有資格者があたることが望ましい

*****1学期あたり40時間またはそれ以下

職場における学習の多様性

- ミネソタ州の事例 -

■ 有給インターンシップとコオペラティブ教育の違い

- 「コオペラティブ教育と有給インターンシップとは、しばしば互換的な用語として使用される。両者を区分するためには、インターンシップがこれまで学校で学んできた様々な領域の学習に直接的に接続する経験であり、コオペラティブ教育は専門的職業スキル及びその他の職場において求められるスキルの獲得を主眼とすることに着目することが必要となろう。」

Department of Children, Families & Learning, *Connecting Youth to Work-Based Learning: Blueprint for a Quality Program*, 2003, p.23

■ ジョブシャドウ

- 「典型的に、中学校段階の後半あるいは高校段階の早期に実施されるキャリア探索活動の一環をなす。特定の職種あるいは作業における日々の実際を経験するため、参加する生徒は事業所においてひとりの職業人を1日あるいは2日間観察する。場合によっては、複数の部署、複数の職業人を観察することもある。」 (ibid., p.42)
- 特定の職能技術の習得をめざすものではなく、職場の実際を観察することによって自らの関心や興味を再吟味する契機を提供する体験的学習
- 短時間の職場見学では知り得ない職業人の「働きさま」の一端に触れることそれ自体が有する教育的価値に注目した実践

職場における学習の多様性

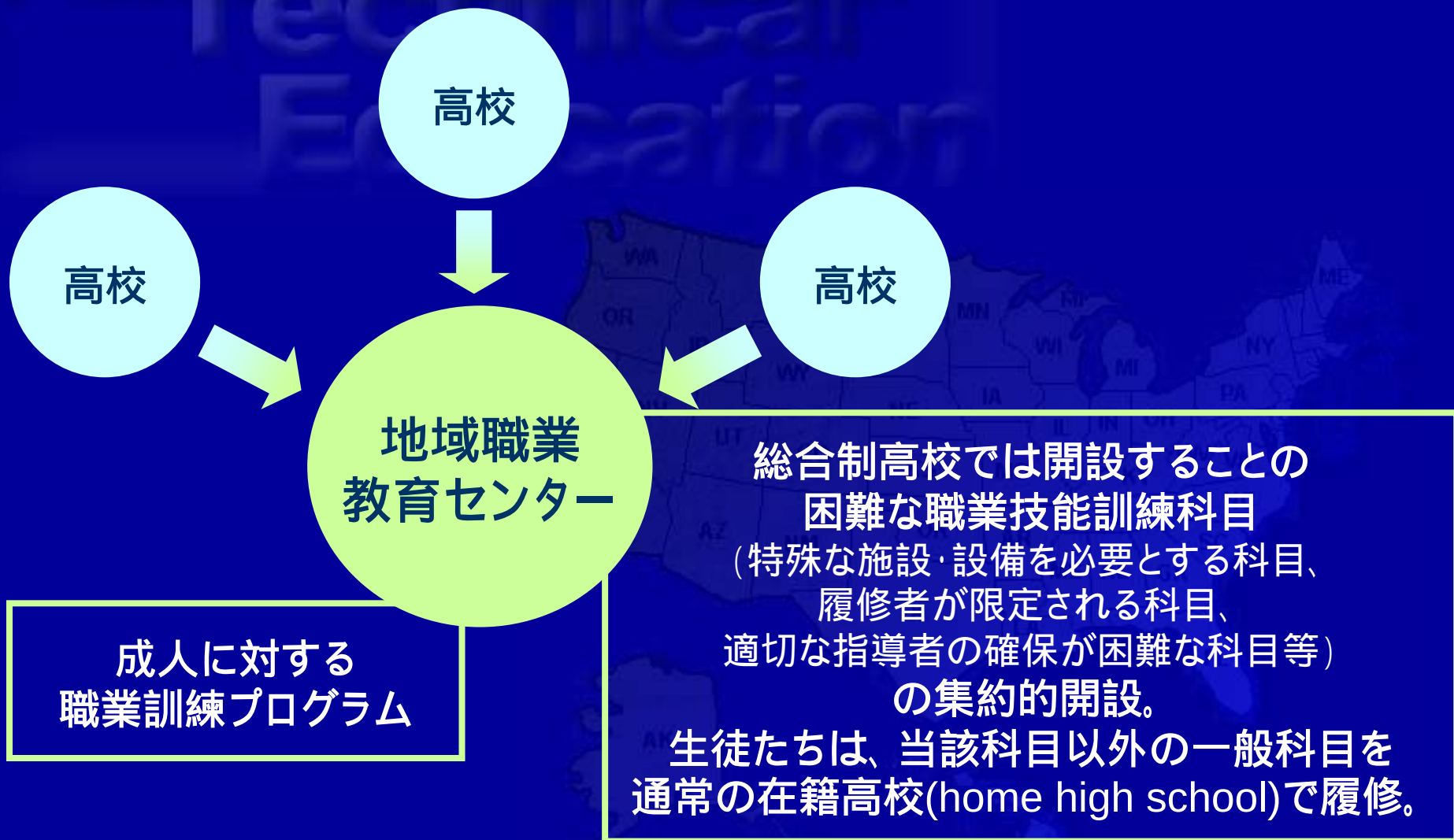
職場における学習への参加率 (1998-99年度) (%)

	ジョブ シャドウ	メンタ リング	コオペラ ティブ 教育	学校にお ける模擬 企業実践	テック プレップ	青少年 アプレ ンティ シッ プ インター ンシッ プ
11学年	9.7	4.6	6.9	4.6	7.8	4.6
12学年	14.7	5.9	9.9	6.4	9.6	7.8

[註]それぞれのプログラムに「参加している」と回答した生徒の割合。

Stone, J.R.III, The Impact of School-to-Work and Career and Technical Education
in the United States: Evidence from the National Longitudinal Survey Youth 1997,
Journal of Vocational Education and Training, 54-4, 2002, Table VI

地域職業教育センターの活用



(参考資料) 学校間連携の円滑化

日本型の時間割

	月	火	水	木	金
1	国語				
2					国語
3			国語		
4					
5				国語	
6					

アメリカ型の時間割

	月	火	水	木	金
1	国語	国語	国語	国語	国語
2					
3					
4					
5					
6					

■ : 連携を要する授業

- 学校区単位の教育計画
- 容易な学校間の時間割調整
- スクールバスの定期運行 (高校段階: 自家用車による通学も多い)

キャリアガイダンスの実践

■ 84年パーキンズ法

- Comprehensive Career Guidance and Counseling Program
- 一生涯にわたる発達段階論(5段階)に依拠
- 正規カウンセラーを中核とした計画・運営



- カリキュラム・インフュージョン(70年代の主軸)の後退
- ガイダンスへのカウンセラーの積極的関与
- 重層的トラッキング・システムによる弊害の回避

■ 1989年:全米キャリア開発教育指針

キャリアガイダンスの実践

- ボトムアップ型のプログラム構築の推進
- 中核としてのノーマン・ガイスバース(ミズーリ大学)
- Missouri Comprehensive Guidance
 - Area I: キャリア計画と探索
 - Area II: 自己及び他者の理解
 - Area III: 教育的・職業的発達
- 他州への影響
 - ユタ州、バーモント州、オレゴン州、テキサス州...
- 学力向上施策との調和・共存
 - 州スタンダードとの“Cross-Reference”の作成

Missouri Comprehensive Guidance

■ Area I Career Planning and Exploration

- Career Awareness: キャリア認識
- Career Exploration: キャリア探索

■ Area II Knowledge of Self and Others

- Self-Concept: 自己理解
- Conflict Resolution: 対立状況・葛藤の解決
- Personal Responsibility: 責任感
- Peer Relationship: 友人関係・人間関係
- Decision-Making Skills: 意志決定技能
- Substance Abuse Prevention Programs: 薬物乱用防止教育
- Cross-Cultural Understanding: 異文化理解・多文化教育

■ Area III Educational and Vocational Development

- Study Skills: 学習技能
- Planning Programs of Study: 学習計画・履修計画
- Pre-Employment Skills: 社会人としての基礎技能
- Job Preparation: 職業への準備
- Post High School Decision-Making (transitioning): 高卒後の進路決定・移行

キャリアパスポートの実践

- オハイオ州 -

■ 8学年から「個別キャリア計画」(Individual Career Plan, ICP)」

● 進路学習に資する個別資料

- 「年次ごとの履修計画・卒業後の進路計画記録用紙(Career Pathway)」
- 「自己理解及び職業体験記録用紙(Career Skills Builder)」
- 「職業興味・適性検査結果及び州統一到達度試験結果等記録用紙(Assessment Record)」

■ 11学年から「キャリアパスポート」

- ICPに並行して作成されるポートフォリオ
- 高校卒業後の進学・就職 における第三者評価

キャリアパスポートの実践

- キャリアパスポート収録書類(例)
 - a. 学校区教育長または学校長認定書
 - b. 履歴書
 - c. 各種技能証明関係書類(自己紹介/将来計画書[narrative]、調査書、職業技術習得証明書類)、
 - d. その他任意書類(課外活動記録、受賞記録、作品録等)
- 従来の調査書ではカバーしきれない多様な学習経験に対する、進学・就職時の評価の樹立

キャリアパスポートの実践

■ キャリア・パスポート



■ 11学年・12学年においてICPと並行して作成される

■ 卒業時点で「何がなし得るか」を証明する書類

キャリアパスポートの実践

- 学校区教育長または
学校長認定書



キャリアパスポートの実践

■履歴書

- ✓ アメリカの場合、履歴書の定型書式はない。
- ✓ 記載内容、その順序、分量等は自ら決定する。
- ✓ 国語(英語)の授業における教材

キャリアパスポートの実践

■ 各種技能証明関係書類 Part1

● 自己紹介/将来計画書[narrative]

- 就職希望者
- 進学希望者
- 大学のアドミッション・オフィス担当者
- 雇用者

にとってのメリット

キャリアパスポートの実践

■ 各種技能証明関係書類 Part 2・3

- 調査書

- 職業技術習得証明書類

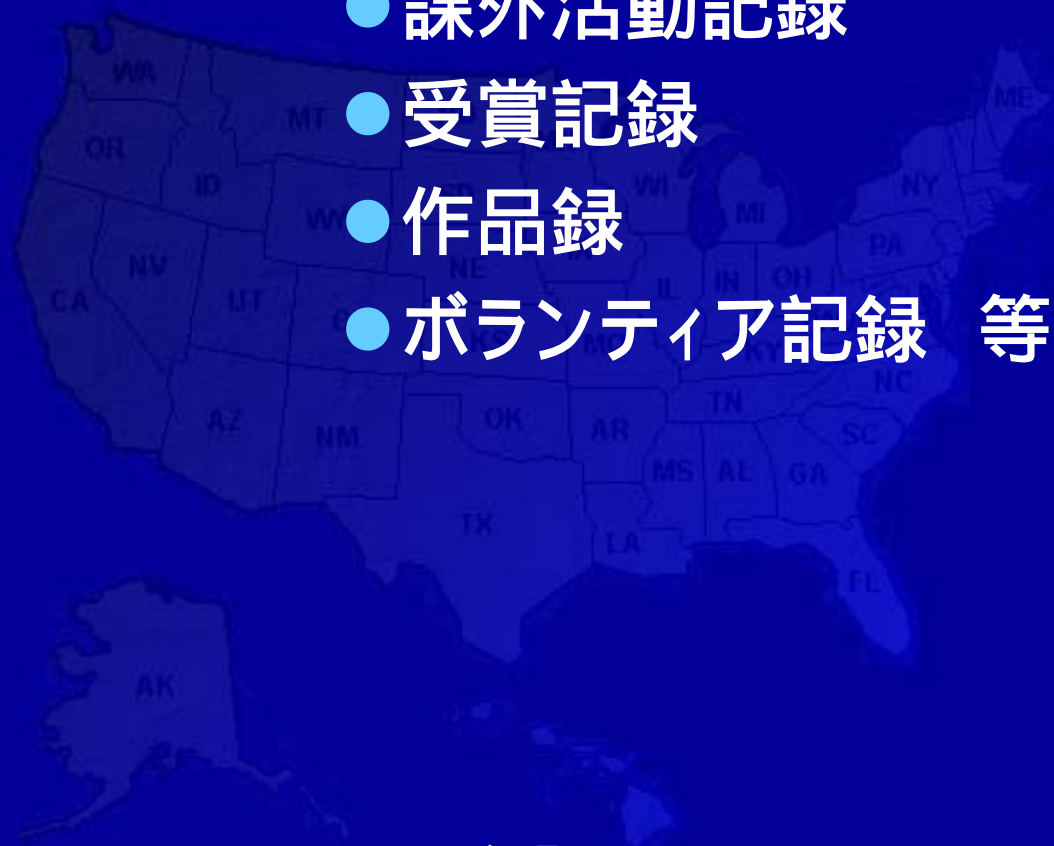
■ キャリアパスポートのメリット

- 書類作成による自己理解
- コンパクトにまとまった多面的資料

キャリアパスポートの実践

■ その他任意書類

- 課外活動記録
- 受賞記録
- 作品録
- ボランティア記録 等

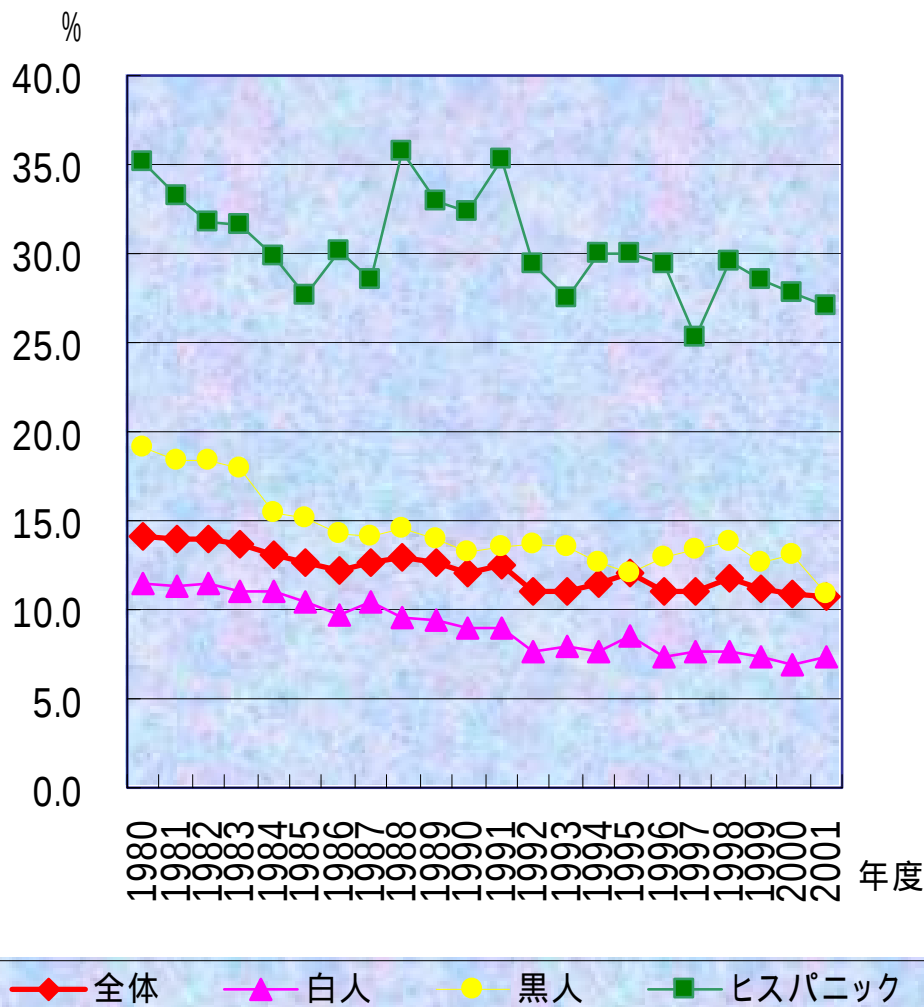


はじめに：アメリカにおける「移行期」の特質

1. 学校から職業生活への移行支援
2. 若年失業・無業者およびハイリスク層に対する就職支援

おわりに：若年者就職支援施策が直面する課題

(再掲資料)



人種・民族集団別中退率
(16歳～24歳集団における中退率)
の推移(1980-2001)



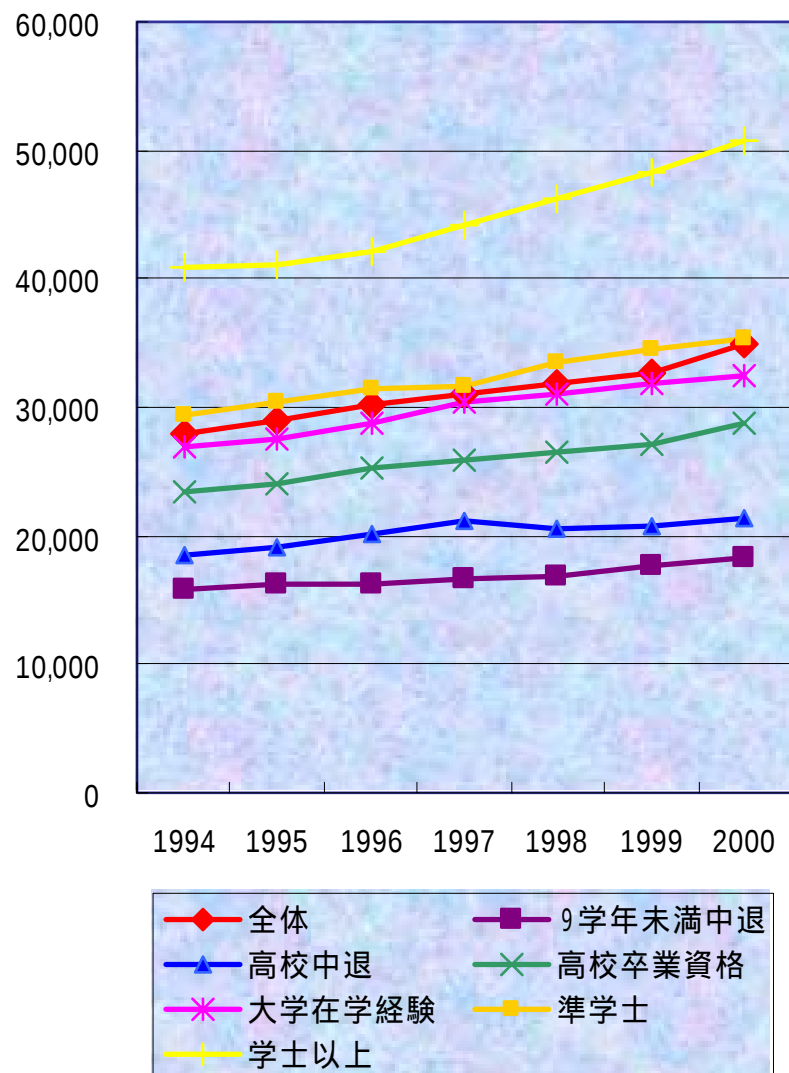
National Center for Education Statistics,
Digest of Education Statistics 2002, Table 108

2004年2月19日

藤田晃之

(再掲資料)

25歳以上のフルタイム就労者における最終学歴・最高学位別年収(中央値)の推移(1994-2000)



Current Population Survey, Detailed Person Income Tables, 1994 (PINC-06), 1995 (PINC-06), 1996 (PINC-06), 1997 (PINC-06), 1998 (PINC-06), 1999 (PINC-03), 2000 (PINC-03)

2004年2月19日

藤田晃之

高卒資格取得支援

■ふたつの高卒資格取得制度

●GED

- General Educational Development Test
- 一般教育発達テスト

●NEDP

- National External Diploma Program
- 全米外部卒業証書プログラム

GED

- 16歳以上の高校中退者対象
- 合格者：州教育当局より「高校卒業同等証書 (high school equivalency diploma)」授与
 - 95%の高等教育機関が通常の高校卒業証書と同等扱い
- 試験内容
 - 言語技能 (択一式75分、小論文45分)
 - 社会科 (択一式85分)
 - 理科 (択一式95分)
 - 文学 (択一式65分)
 - 数学 (択一式90分)

GED

GED受験・合格状況の推移

年	受験者 総数	証書発行数 高校卒業同等	高校卒業同等証書受領者の年齢構成				
			19歳 以下	20 - 24 歳	25 - 29 歳	30 - 34 歳	35歳 以上
1975	—	340,000	33%	26%	14%	9%	18%
1980	—	479,000	37%	27%	13%	8%	15%
1985	—	413,000	32%	26%	15%	10%	16%
1990	714,000	410,000	36%	25%	13%	10%	15%
1995	787,000	504,000	38%	25%	13%	9%	15%
2000	811,000	487,000	45%	25%	11%	7%	13%
2001	1,016,000	648,000	41%	26%	11%	8%	14%

NEDP

- 21歳以上の高校中退者対象
- 合格者：居住地学校区(school district)教育委員会より通常の高校卒業証書授与
- ワシントンDCの他10州で運用

GED

筆記試験

前提としての「伝統型学習」

NEDP

職務経験・生活経験を活かした
ポートフォリオ型評価

NEDP

■ 診断(diagnostics phase)

- ・ 口頭中心
- ・ 読み・書き・計算等の基礎学力診断

生涯学習センター等
での講座受講
の奨励

不合格

■ 審査(assessment phase)

- ・ ポートフォリオ中心
- ・ 生活経験・職務経験への評価

学校教育からのアプローチ

■ 学校教育へ“つなぎとめる”働きかけ

● JAG

- Job for America's Graduates

● 中退者チャータースクール

J A G

■ J A Gを構成する3プログラム

● 9-12学年生プログラム

✓ 中退予防・就職支援・就労継続支援

● 最終学年プログラム(12年生向け)

✓ 中退予防・就職支援・就労継続支援

● 中退者プログラム

✓ 高卒資格取得支援・就職支援・就労継続支援

JAG

3 プログラムの共通要素

JAG専門家(JAG Specialist)による個別指導(履修指導・学習相談・進路相談等)

- JAG専門家は提携公立高校内に専用のオフィスを原則無償供与され常駐

プログラム参加者専用の生徒会組織への加入

- 州内協賛企業から派遣された職員による各種講座(職業技能訓練、教養講座等)の実施

高校卒業後12ヶ月間に及ぶ個別追指導(follow-up)

- 中退者プログラムについては高卒資格取得(GED合格)後12ヶ月

全米共通達成目標の設定

JAGの成果

	1989	1991	1993	1995	1996	1998	2000	目標値
卒業及びGED合格率(%)	*91.1	*91.2	*90.5	89.2	89.7	*90.7	82.6	90%
好結果率(%) 1)	*81.4	79.6	*80.1	*82.1	*82.0	68.9	66.5	80%
就職率(%) 2)	*61.6	59.3	59.6	*60.2	59.5	49.6	47.0	60%
フルタイム就職率(%) 3)	*66.4	59.1	*62.0	*64.8	*66.1	*67.7	*65.5	60%
フルタイム活動率(%) 4)	NA	NA	*80.4	*85.1	*86.2	*89.3	*85.7	80%
接触喪失率(%) 5)	NA	NA	NA	NA	NA	NA	21.9	設定なし
継続教育・高等教育進学率(%)	NA	NA	35.0	38.0	38.5	33.5	32.3	設定なし
平均時給	\$5.03	\$5.24	\$5.38	\$6.02	\$6.22	\$6.53	\$7.47	設定なし

1)好結果率:追指導後の時点で、就業(フルタイム・パートタイムを問わない)・継続教育/高等教育在学

(フルタイム・パートタイムを問わない)・フルタイム入隊、いずれかに該当する割合

2)就職率:追指導後の時点で、フルタイム就業・パートタイム就業いずれかに該当する割合

3)フルタイム就職率:追指導後の時点で、フルタイム・パートタイムを問わず就業している者のうち、
週あたり35時間就業者の割合(2つのパートタイム就労時間を合わせて週あたり35時間を含む)

4)フルタイム活動率:追指導終了の時点で、フルタイム就業、フルタイム入隊、フルタイム継続/高等教育機関在学、
パートタイム就業に平行したパートタイム継続/高等教育機関在学、いずれかに該当する割合

5)接触喪失率:12ヶ月の追指導期間中、連絡が取れない状況に陥った者の割合

*目標値充足 (なお、2000年度については年度途中における集計)

連邦労働省によるジョブ・コア

- 1964年創設
- 民間委託型の寄宿制教育・職業訓練プログラム(全体で160職務領域の技能訓練)
- 経済的不利な立場におかれた者(16歳から24歳)を対象
- 全米で118センター(46州、ワシントンDC、プエルトリコ特別区)
- 創設以来のべ200万人の修了者

ジョブ・コア運営経費

2000年度

費目	運営経費内訳 100万ドル	%
入所生に対する教育訓練経費	529.0	43.5
基礎教育	91.2	7.5
職業訓練	176.1	14.5
ソーシャルスキル訓練	261.8	21.5
支援業務経費	448.9	36.9
募集・入所の裁可に関わる経費	53.0	4.4
交通費	21.6	1.8
食費ならびに寄宿生活維持費	172.1	14.2
小遣い	83.0	6.8
入所生の労働に対する報酬の支払い	2.6	0.2
医療費	66.8	5.5
卒業生の進路選択・移行支援経費	49.7	4.1
監督官庁の管理費	237.9	19.6

ジョブ・コア参加者の属性

性別	(%)
男	59.8
女	40.2
人種・民族	
アジア系	2.0
インディアン系	3.8
ヒスパニック系	17.2
白人	28.6
黒人	48.4
年齢（平均年齢 18歳）	
22歳以上	9.3
20歳～21歳	16.6
18歳～19歳	33.5
17歳以上	20.7
17歳以下	19.9
その他の特徴	
高校中退者	80.2
入所時、無業（無職）の者	59.3
家庭が生活保護を受けている者	21.7

ジョブ・コアの実績

	プログラム年				
	1996 96/7-97/6	1997 97/7-98/6	1998 98/7-99/6	1999 99/7-00/6	2000 00/7-01/6
センター卒業生の進路状況					
就職	81%	81%	83%	83%	84%
進学	6%	6%	6%	6%	7%
就職者の時給(平均)	\$6.57	\$6.91	\$7.21	\$7.49	\$7.97
訓練職種と入職職種との関係					
一致者の比率	59%	60%	60%	62%	62%
一致者の時給	\$6.95	\$7.25	\$7.55	\$7.93	\$8.44
センター滞在期間(単位:月)					
卒業者	10.8	11.2	11.1	11.1	10.6
入所を認められた者全体	6.8	7.2	7.2	7.0	7.1
職業訓練完了状況					
所生全体を母数とした比率	48%	51%	51%	49%	52%
高校卒業証書 / GED資格取得					
入所生全体 (人)	16,334	16,212	18,133	16,461	18,050

ジョブ・コアにおける経済支援

■ 小遣いの支給 (2週間毎)

- 1 ~ 56日 : \$25
- 57 ~ 112日 : \$30
- 113 ~ 182日 : \$40
- 183日以降 : \$50

■ 就職支援金の支給 (60日以上の参加者対象)

- 高卒資格取得 : \$250
- 課程修了 (高卒資格なし) : \$750
- 課程修了 + 高卒資格取得 : \$1200
- 児童手当 : 最高\$600

Career and Vocational Education Technical Education



Career and Vocational Education Technical Education



はじめに：アメリカにおける「移行期」の特質

1. 学校から職業生活への移行支援
2. 若年失業・無業者およびハイリスク層に対する就職支援

おわりに：若年者就職支援施策が直面する課題

No Child Left Behind法の影響

- No Child Left Behind法 (Public Law 107-110)
- 初等中等教育法を改正する法律、通称「一人も落ちこぼさない法」
- 目的: 一人たりとも落ちこぼさないため、アカウンタビリティ、柔軟性、選択の原則に基づきつつアチーブメント・ギャップを解消すること (To close the achievement gap with accountability, flexibility, and choice, so that no child is left behind.)

No Child Left Behind法の影響

■ 高校教育指導者サミット(High School Leadership Summit)における連邦教育省長官のスピーチ (2003年10月8日)

(社会人として)十分な準備ができないまま学校教育から離れていく若者は、驚くほど多くいます。第12学年になるまでに望ましい読解力を身につけている黒人は6人にひとり、ヒスパニックでは5人にひとりにしか満たない状況です。数学分野の状況はさらに悪く、黒人の3%、ヒスパニックの4%しか合格水準に達していません。(中略)

少数の恵まれた生徒たちにとって、我が国教育は世界一の水準を誇っています。中等教育後の教育機会、安定した経済状況、職業からの報酬、個人としての自由、これら全てに学校教育が道を開いています。

しかし、その他の生徒たちにとって、教育制度は期待されるレベルに達していません。通学はしていても、教育を受けてはいないのです(Students come to school, but do not become educated.)。そして、落ちこぼされている生徒たちの大半は、社会的に不利な立場におかれているか、低収入家庭の一員です。(中略)

次ページに続く

No Child Left Behind法の影響

- 高校教育指導者サミット(High School Leadership Summit)における連邦教育省長官のスピーチ (2003年10月8日)

前ページより

私たちは、落ちこぼされている生徒たちの現実に目を閉ざし続けていることはできません。今日、生徒たちが就くべき職業は、彼らに対して、かつてないほどに高いレベルの読解力、コミュニケーション力、数学的知識・技能、問題解決能力を求めています。(中略)

(社会人としての)準備ができていない者たちは、道ばた(sidelines)に座り、貧困にあえぎ、将来的な発展のない仕事(dead-end jobs)に就き、失望の中に生きることになるでしょう。十分に教育を受けた者が自らの選択による生活を手に入れていく傍らで、そうでない者はその陰を放浪する(wander in the shadows)ことになるのです。

No Child Left Behind法の影響

■ 競争的連邦補助金交付条件

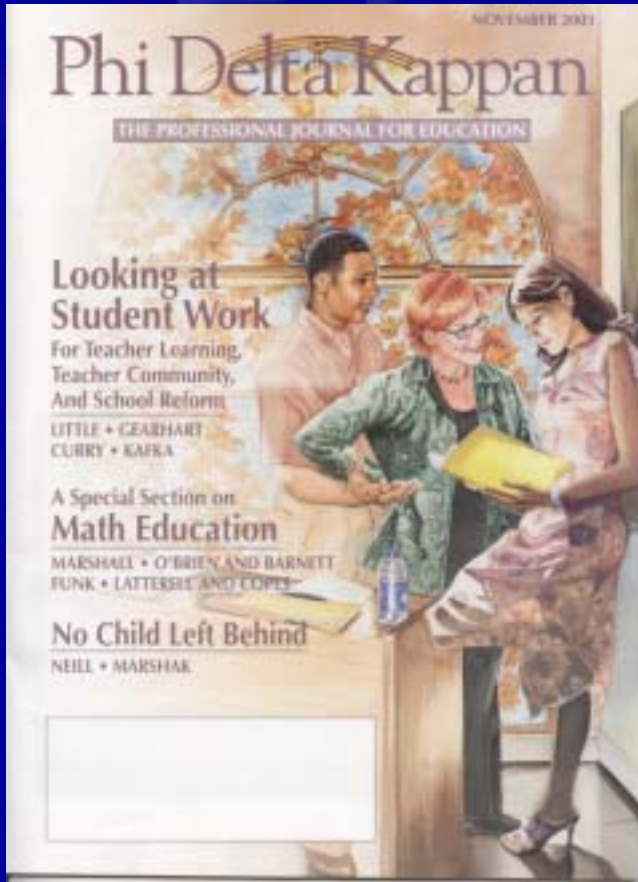
- 「scientifically based research」に基づくプロジェクトであること
- 科学的検証によって効果ある教育プログラムであることが証明されたプロジェクトにのみ競争的資金提供
- 「効果」とは、本法の趣旨であるアチーブメントの向上、直截には基礎教科における学力の向上を意味する。(TITLE IX, PART A, SEC. 9101.)

■ 「効果」判断の基本的基準 = 実験群・統制群アプローチ

- 「教育効果の有無を判断する上では、新たな支援を受けた個人の状態と、もし当該個人がその支援を受けていなかったら迎えたであろう状態とを比較する必要がある」 What Works Clearinghouse, *Study Design and Implementation Assessment Device*, 2003

■ 職業教育：基礎教科における学力向上への寄与を求める連邦の姿勢

No Child Left Behind法の影響



■ 「結果至上主義」に対する厳しい批判

- Phi Delta Kappan誌
- 2003年11月号特集
 - Leaving Children Behind: How No Child Left Behind Will Fail Our Children by *Monty Naill*
 - No Child Left Behind: A Foolish Race into the Past by *David Marshak*

Career and Vocational Education Technical Education



ご静聴ありがとうございました